

## 専門解説

# 働き方改革法対応の就業規則

～施行直前！待ったなし！要点チェックを怠りなく！～

社会保険労務士法人 日本中央社会保険労務士事務所 内海 正人

### ■ 規定例を参考に

働き方改革関連法が今年の4月1日からスタートします。政府が推進する「働き方改革の実現」とは、「働き方改革は、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャレンジ。多様な働き方を可能とするとともに、中間層の厚みを増しつつ、格差の固定化を回避し、成長と分配の好循環を実現するため、働く人の立場・視点で取り組んでいきます」とされています。

そして、この改革に関連する法改正が複数の法律の条文に分かれていて、「何となく知っている」状態では、今後の会社経営等に対応できません。「具体的にどのように対応すればよいのか？」を中心に考えていき、「実際の就業規則の条文をどのように変えていくことが会社にとって有効なのか？」を検討する必要があります。

スタートまで時間はありませんが、この記事を参考に対応策を立てればまだ間に合います。これから対応を実施される方も、今まで対応したものが問題ないかを検証される方も、まずは本稿10の質問文(Q)に対する解説(A)を一読してください。そして、規定例を掲げていますので、これを参考に自社に合ったものにアレンジして改訂することをお勧めします。

### 目次

- Q1 働き方改革関連法の全体像はどうなっているのですか？
- Q2 時間外労働の上限規制への対応はどのようにしたらよいのでしょうか？
- Q3 36協定の締結と特別条項の発動について注意する点は？
- Q4 中小事業主に対する特別割増賃金の適用猶予措置が廃止になると聞いたのですが？
- Q5 年次有給休暇の取得の義務付けについて、どのように対応すればよいのでしょうか？
- Q6 高度プロフェッショナル制度はどのような制度でしょうか？
- Q7 同一労働同一賃金は具体的に何を目指しているのでしょうか？
- Q8 勤務間インターバル制度は、どのように規定を作成すればよいのでしょうか？
- Q9 テレワークを導入する場合のポイントを教えてくださいませんか？
- Q10 副業・兼業の取り扱いについて、注意すべきポイントを教えてくださいませんか？

### ● 内海 正人 (うつみ まさと) 特定社会保険労務士



神奈川県生まれ。総合商社の金融子会社にて法人営業、融資業務、債権回収業務を行う。その後、人事コンサルティング会社を経て、平成15年日本中央会計事務所へ合流、日本中央社会保険労務士事務所代表、現在に至る。退職金コンサルや人事コンサルティングおよびセミナーを業務の中心として展開。現実的な解決策提示を行う現場派社会保険労務士。特に労働問題・退職金問題については数少ないエキスパートの1人として定評がある。  
主な著作：『仕事は部下に任せよう』（アスカビジネス）、『社労士 絶対成功の開業術・営業術』（インデックスコミュニケーションズ）、『仕事と組織は、マニュアルで動かそう』『売上・利益を上げる上手な人の採用の仕方、辞めさせ方』（クロスメディアパブリッシング）、『管理職になる人が知っておくべきこと』（講談社）、『上司のやっばいはいけない！』『会社のやっばいはいけない！』（クロスメディアパブリッシング)

<https://www.roumu55.com/> (労使トラブル)

■ 事務所名：社会保険労務士法人 日本中央社会保険労務士事務所  
■ 電話番号：03-3539-3047

■ 所在地：東京都港区西新橋1-16-5 コニシビル4階

■ e-mail：utsumi@j-central.jp